

地域生活支援拠点等の機能充実のための運用状況の検証

地域生活支援拠点等とは

障害者等の重度化及び高齢化並びに「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障害者等の生活を地域で支える機能をもつ場所や体制。

<多機能拠点型>

1つの施設で全ての機能を担っている型

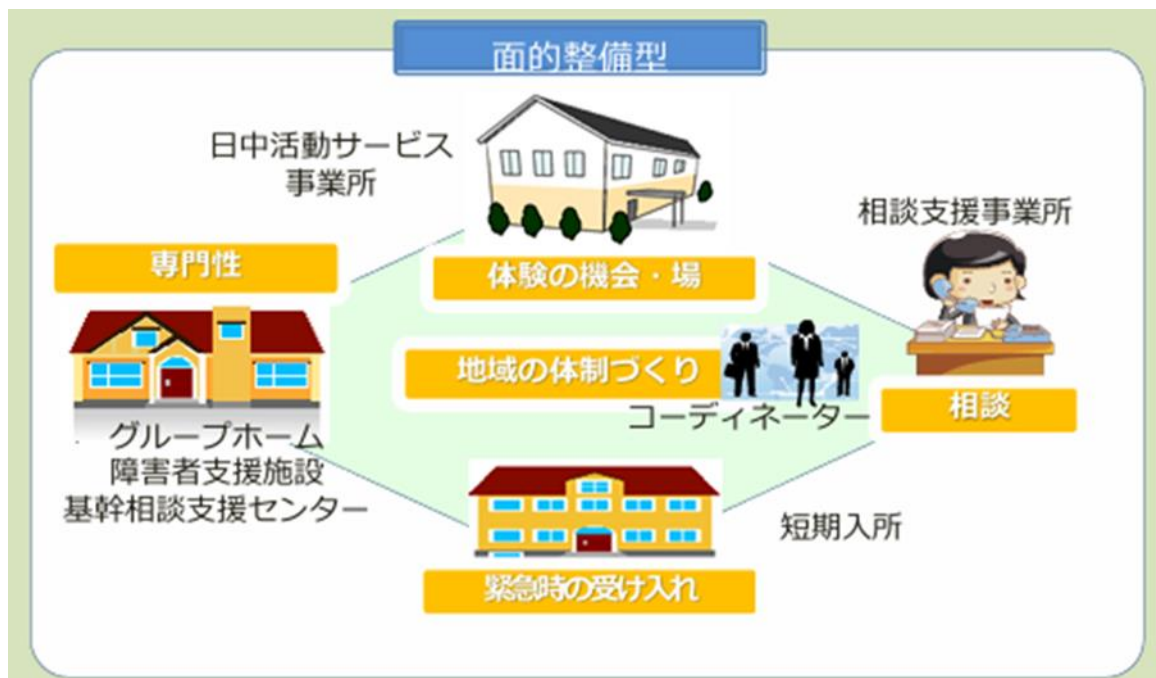
<面的整備型>

地域の複数の事業所が機能を担い、全体で地域生活支援拠点等を整備する型

宇部市では、平成30年度に地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備の承認を得て「面的整備型」を実施(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律により、地域生活支援拠点等の整備が令和6年度より努力義務となる)。

<参考>

地域生活支援拠点等の整備イメージ



整備の目的

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

必要な機能

① 相談

基幹相談支援センター、障害者相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応の体制確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

各相談機関など様々な機関と連携できるコーディネーターを配置し、地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

検証・検討

整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、継続的に検証・検討を行う必要がある。

⇒地域自立支援協議会において、各機能について実績等の報告を行い、拠点の各機能の取組方法や課題について委員の皆様からの意見をとりまとめ、拠点に必要な機能の見直しや強化を検討する。

検証・検討における留意点

拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか。課題に対応できるかを十分に検討・検証することが重要。

・地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。

・相談機能の現状、体験の機会・場・緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か。また専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか。

地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点等として機能の充実・発展を図る。